

National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

ニュース・レター

第44号 2012.11.20

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698

日本郵便株式会社 銀座郵便局
郵便私書箱2346号

TEL: 03-6434-5348 FAX: 03-6434-5349

C O N T E N T S

新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度の実現に向けて	02	全国犯罪被害者の会ヒアリングのご報告	05~07
被害者参加人の旅費・日当が公費負担になります	03	活動報告／関東・関西・九州地区集会、幹事会報告	08~10
被害者参加事件のご報告	04	会員の声	11

被害者参加制度3年後の見直し

「被害者参加制度3年後見直しのヒアリング」(法務省)における意見陳述から

弁護士 岡村 勲(前代表幹事)

被害者参加制度は私たちが命がけで作った制度です。
97年に私を逆恨みした男によって妻が殺害されました。
遺族となって初めて、被害者は刑事司法上何の権利
もないことを思い知らされました。

そこで、刑事司法を犯罪被害者の手に取り戻そうという
ことで、2000年1月23日「全国犯罪被害者の会」(あすの会)
を立ち上げて運動を始めました。

その結果、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本
計画、被害者参加、損害賠償命令、少年法改正、公訴時
効の廃止などに関係してきましたが、最も苦労したのが被
害者参加と損害賠償命令制度でした。

法制審議会では、あすの会案がたたき台のようになり、白
熱的な議論が闘わされた結果、現行制度が生まれました。
法廷が復讐の場になる、法廷が混乱する、被害者が二次
被害を受ける、裁判員に悪影響を及ぼすなど、日弁連や一
部学者から猛烈な反対を受けましたが、実施してみると、そ
ういう例は全くありません。被害者はバーの中に入ると、傍聴
席にいるよりはるかに厳粛な気分になり、裁判に対する責任
感も生まれるのです。

現行制度で残念に思っていることは、原則として証人に
対する尋問は禁じられ、わずかに情状に関する証言を弾劾
する範囲内でしか許されておりません。「黙秘権のない証人
に対して被害者参加人が質問すると、証人の負担を重くす
る」というのがその理由でした。しかし、宣誓して出廷してい
る証人にとっては、検察官の質問でも、被害者参加人の質
問でも、負担は同じことです。検察官より事情を知っている被
害者が質問するのが効果的な場合がありますから、被告人
に対すると同様に、質問できるよう改正していただきたい。

公判前整理手続に被害者、被害者参加弁護士が参加
できるようにしていただきたい。刑事裁判では、公判前整理
手続が大きな比重を占め、実質、勝負はここで決まるといっ
ても過言ではありません。検察官から公判前整理手続の様
子を聞き、また事前に打合せもしますが、それだけでは十分
ではなく、法廷活動にも支障を来すことも少なくありません。参
加の実を上げるためにも、是非とも、参加人、参加人弁護士
が公判前整理手続に参加できるようにしていただきたい。

弁護士会、弁護士には、いまだに参加に対する理解が
乏しい。制度発足当時、参加人代理弁護士に選任された
金沢の弁護士は、被害者に対して、「この制度はある団
体が無理やりねじ込んだ制度であって、裁判所も弁護士会も、
検察庁も反対だ。俺も反対だ。そういうつもりでやるから。」と
言われてびっくりして、あすの会の相談に見えた被害者が
いました。最近では、千葉県弁護士会の常議会が、被害者
参加制度廃止の決議をしたと聞きました。長年加害者の人
権だけを考え、加害者からの収入で生活してきた弁護士に
とっては、被害者の権利は目障りなようです。

「精通弁護士」にも問題があります。2回講習を受ければ
精通弁護士だそうですから。参加に反対した日弁連が講
習しても意味がなく、法テラス主催で講習会をやって頂きたい
と思います。しかし、今の修習生は、被害者参加制度は
当然と思っていますから、あと5年もすれば、すっかり定着す
るでしょう。

とはいえ、被害者参加制度は、この3年間で根を下ろした
と思います。仮に裁判員裁判制度がなくなっても、被害者参
加制度は絶対になくなりません。もはや被害者の刑事司法
上の権利は奪うことはできないからです。

新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度の実現に向けて

副代表幹事・弁護士 高橋 正人

犯罪被害者に対し、国が経済的な補償をする犯罪被害者給付金制度（被害者補償制度）の改革が大詰めを迎えている。平成24年12月18日、内閣府の審議会で、あすの会が作成した「犯罪被害者補償制度（案）要綱〔生活保障型〕（第二版）」が審議されることに決まった。

あすの会では平成16年、顧問の諸澤教授及び顧問弁護士が被害者補償制度の先進国であるイギリスとドイツに現地調査に行き、その結果を踏まえて約8年にわたって何度となく改定を繰り返して上記の要綱案を完成させた。作成するにあたっては、実際に被害に遭って経済的に困っている被害者を、顧問弁護士が手分けして全国にわたって聞き取り調査にいき、その調査結果を取り入れて一旦草案を作り、幹事や会員から意見を聞いて草案を作り直し、これを幾度となく繰り返してようやく完成させたものである。自信を持って社会に提言できる内容になったと自負している。

その骨子は、次の点にある。

- ①見舞金ではなく補償を受ける権利があることを明確にした。
- ②犯罪被害者が生活保護を受けるようなことは尊厳を踏みにじるものであるからこれを避けるようにした。
- ③事件前の平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、途切れない支援が不可欠であるから、単

に一時金を支給するだけでなく、被害前の収入と事件によって減収した被害後の収入の差額を年金方式で補償することにした。

④犯給法、施行規則、施行令、通達などは主に通り魔事件を念頭においていたため、親族関係・取引関係・交友関係など一定の人間関係がある時の犯罪については不支給ないしは減額とされていたが、殺人事件などは一定の人間関係があるところに発生する方が事例としては圧倒的に多いので、そのような制限は一切設けないことにした。

⑤治療費、付添看護費、自宅改造費や義足義歯、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、リハビリ費用や介護費用、通院交通費などの「医療関係費」は緊急性が高いので、全額無償とし、かつ現物給付とすることで迅速かつ完全な補償を目指した。

⑥過去の犯罪被害者であっても今も困っている人も多くおり、その人たちを放置することは正義に反するので、そういう犯罪被害者に対しても、将来にわたって医療関係費や年金を補償することにした。

同要綱案は11月5日、内閣府に提出され、その足で記者会見が行われた。今後は、国会議員や政府に積極的に働きかけ、マスメディアを通した国民世論を盛り上げて実現できるよう努力していきたい。

被害者参加人の旅費・日当が公費負担となります

犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表代行
弁護士 山田 廣

被害者が裁判に参加する場合、いくら遠隔地の裁判所であっても、汽車賃などの交通費すべて自分で負担しなければなりません。わざわざ会社を休んで参加したとしても日当などは裁判所からは支給されません。昨年の札幌地裁での事件では、神戸に住む夫が参加しましたが、飛行機代は往復で8万円ほどかかりました。

これでは法廷に出て自分の気持ちを述べたいと希望しても、事件により経済的に困窮を強いられていることが多い被害者が参加することに二の足を踏む場合もできます。せっかく制度ができたのですから、被害者の負担のないようにもっと使い勝手のいい制度にする必要があります。そこで、犯罪被害者支援弁護士フォーラムでは平成22年に当時の千葉法務大臣あてに、裁判所は証人と同様に、被害者に対して旅費・日当を支給するように要望書を提出しました。さらに今年5月から7月にかけて、当フォーラムとあすの会は共同で、主に法務委員会に所属する多数の国会議員に面会して要望を繰り返すとともに、7月3日には滝法務大臣に面会して要望書を提出し、同日日本司法記者クラブで記者会見をして広く理解を求

めてまいりました。なお、平成23年3月に閣議決定された第二次犯罪被害者等基本計画では、被害者参加人への旅費等の支給については、2年以内に検討することが決められています。

その結果、法務省は、この9月に来年度から交通費や宿泊費さらには日当についても公費で支給する方針を固めるに至りました。予算の概算要求は約2000万円と予想され、今後は新制00度に必要な法整備が急がれます。これにより、参加制度が実質的に保障されることとなりました。

肝心の支給方法ですが、現在、被害者が参加裁判所に申請し、同裁判所から日本司法支援センター（法テラス）に対して支払委託をし、法テラスから被害者の指定した口座に支払われる案が検討されているようです。被害者の負担を少しでも減らすためには、参加した期日から日が経たないうちに（例えば翌日払い）支払われるようにする必要があります。

今後とも、公費負担の具体的な内容や支払時期などについて、法務省を初め関係機関に働きかけていきます。

近日刊行予定

被害者参加弁護士の経験を1冊の本に —犯罪被害者支援弁護士フォーラム—

平成22年、犯罪被害者の権利利益の擁護と拡充を目的として結成された犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）は、被害者支援の専門性を高めるため、被害者参加制度を始めとする被害者の権利向上に役立つ制度について、専門的に研究し、実践能力の向上に努めてきました。その活動の一環として、定期的に研究会を開催し、会員の弁護士が実際に手がけた事案について問題点の検討を行ってきました。

このたび、被害者参加制度の導入から3年が経過したのを機に、これまでの事例研究の成果を1冊の本にまとめることとしました。具体的な事例における一連の活動について紹介した「事例編」と、事例から浮かび

上がってきた問題点について、現制度の枠内で可能な対応策を示した「質疑応答編」の2本立ての構成になっています。弁護士はもとより、犯罪被害者支援活動に携わる全ての方に活用されることが期待されます。

発行は来年の年明けを目指しており、現在、鋭意制作中です。

「ケーススタディ 被害者参加制度」（仮題）
体裁 A5判・320頁程度
編著 犯罪被害者支援弁護士フォーラム
発行 東京法令出版株式会社

被害者参加事件のご報告

犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員
弁護士 中村 竜一

私が先日担当した被害者参加事件についてご報告いたします。

まず、事件の概要ですが、バイクに乗った被害者(20歳)が、加害者の運転する自動車と交差点の出会い頭に衝突してはね飛ばされ、高次脳機能障害、左半身麻痺の後遺障害が残ったという事案です。加害者は、自賠責切れ、車検切れで運転しており、その点も自動車運転過失致死傷罪と合わせて起訴されました。起訴の後に依頼を受け、岡村先生、高橋先生、大澤先生と一緒に事件を担当することになりました。

参加したのは、被害者本人、両親、兄、姉、妹でした。この事件のポイントは、①被害者とその家族が、被告人の事故直後からの不誠実な対応ぶりに強く怒っていたこと、②被害者が後遺症の影響で事故当時の記憶を失っていて、加害者・被害者の運転スピードがいずれもはっきりしていなかったことです。

まず、被告人の不誠実な対応ぶりについては、母親による被告人質問、姉による被害者論告(被害者参加制度で新設された制度です)、母親による意見陳述(従来から認められていた制度)によって、法廷で浮き彫りにしました。

母親は、被告人質問では、「なぜこちらを気遣う連絡をくれないのか」「息子(被害者)のことを考えてくれたことはあるのか」といったことを質問しました。しかし、驚くべきことに、被告人は、自分の方こそが被害者なのだからと、何を聞いても「答えたくない」と繰り返すばかりでした。このような対応は、被告人の弁護人の入れ知恵であったと思われます。実は、母親は、事前練習のときには、質問がしどろもどろで、本当に大丈夫だろうかとこちらが心配になるくらいの状態でしたが、被告人質問の当日になるととても堂々と、訴えかけるように質問をしていました。被告人が答えを拒否しても、冷静に質問を続けていました。いざとなったときの「母親の強さ」を実感する一幕でした。

姉による被害者論告と母親による意見陳述は、本人に原案を書いてもらいました。2人の書く原稿は迫力に満ちたものでしたから、弁護士による修正は最小限にと

どめました。

母親は、意見陳述で、「自分の息子にも不注意があった」し、「お互いに思いやりを持って接して欲しかった」と訴え、それは被告人との態度の差がはっきりと出た場面でした。

車のスピードについては、私たち被害者参加弁護士から、検察官に対して、科捜研で詳しく速度計算をしてほしいと求めました。検察官は、これに応じて再捜査をしてくれましたが、結局、現場に残った痕が乏しすぎて計算ができないということでした。結果的には計算ができなかったということでしたが、できるだけ被害者の意向を尊重しようと再捜査をしてくださったことは、被害者の納得という意味では非常に重要なことでした。対応してくれた検察官には感謝の意を表したいと思います。

検察官からの計算困難との回答を受け、被害者参加弁護士としては、独自に交通事故の鑑定に依頼したり、自分たちで現場で再現実験をしたりすることによって、事故当時に被告人が高速度で走っており、被害者が徐行していた状況を主張しました。

判決では、通常の「量刑相場」よりも重いと思われる実刑判決が下りました。「被害者に対する一片の思いやりも感じられない」という判決の言い回しにあるように、おそらく、法廷でも露見した被告人の不誠実な対応が実刑を導く大きな理由の一つとなったのだと思います。

この裁判で印象に残ったのは、被害者とその家族が本当に一丸となって取り組んでいたことです。特に中心となって参加した母親は、被告人質問と判決言渡し後の2度にわたり、「被告人のそのような態度は許せないけれど、言いたいことが言えて、本当にすっきりしました。ありがとうございます。」と述べ、この制度を作ってくれたことに何度も感謝してくれました。

ちなみに、本件は、被告人の不誠実な対応が際立つ事件でしたが、被害者側がそれに対して取り乱すとか法廷を混乱させるとかいうことは一度もなく、本当に冷静に対応していました。

全国犯罪被害者の会ヒアリングのご報告

平成24年7月6日、法務省は、被害者参加制度、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度等について犯罪被害者団体からのヒアリング(第3回)を開催しました。今回この制度を利用した会員2名が高橋正人弁護士と供にヒアリングに参加し意見を述べましたのでその要約をお伝えします。

高橋正人

小沢さんは交通犯罪による被害者遺族にあたります。平成 20 年、夫の弟が運転する車が、対向車両と正面衝突しました。足腰が立たないほど泥酔した者が制限速度 40 キロのところを 100 キロ以上の速度で運転し、センターラインをオーバーして正面衝突しました。乗っていたのは、義弟のほか義妹、義理の両親の 4 人です。両親はほぼ即死、義弟は排尿・排せつ障害、高次脳機能障害、義妹は顔面をガラスのように砕かれ、高次脳機能障害を負いました。

運転手に対しては、被害者参加制度が始まる前のため、通常の裁判で判決が言い渡され、懲役 16 年の刑が確定しました。さらに、酒を飲ませた居酒屋の店主は酒類提供罪で起訴され、懲役 2 年、執行猶予 5 年の刑が確定しております。

助手席に乗っていた人と後部座席に乗っていた 2 人は、危険運転致死傷の幫助罪で起訴され、被害者参加制度が適用となり、被害当事者の兄弟とその兄、兄の妻の小沢樹里さんが被害者参加しました。裁判員裁判の対象でもあります。この裁判で良かった点、悪かった点について小沢さんからお話いただきます。

小沢樹里

被害者参加制度を利用してよかった点は、3点あります。

1つ目は、検察官との十分なコミュニケーションが取れたことです。裁判前に何度も話し合うことができたので、お互いの理解を助け、私たちは冷静に判断することができました。検察官も、私たちの疑問や尋問を被告人や証人にしてくれました。私たちの基本的な意向を検察官が理解してくれるということが何よりも安心につながり、公判中のスムーズなやり取りにつながったと思います。

2つ目は、被害者参加人として在廷ができたことで罪とも被告人とも向き合えたことです。参加人になり、被告人に質問する機会が与えられたため、私たちの感情に高ぶりはあっても、冷静でいることができました。

「被害者が参加すると法廷が混乱する」とこの制度に反対する声もあったと聞いたことがありますが、参加さないからこそ、感情を抑えられなくなるのではないでしょう。

公判中に疑問や意見があれば、隣にいる検察官に紙に書いて渡したり、口頭で伝えたりして、すぐに説明してもらい冷静に公判に臨むことができました。

3つ目は、罪体に関する被告人質問と被害者論告が自らできたことです。被告人の両名に直接質問することができました。論告求刑も、参加人の私たち自身が直接行い、自らの疑問を相手に聞き、その答えに対してまた質問することができました。時間的な制約がありましたが、1つの問題を自らが解決したという満足感がありました。

被害者参加制度で改善してもらいたい点も、3点あります。

1つ目は、犯罪事実についても証人尋問をしたいということです。情状質問、情状証人だけではなく、犯罪事実に関する証人にも被害者参加人が尋問できるようにしてほしいのです。仮に、加害運転手が被害者参加制度の施行後に起訴され、私たちが被害者参加できたとしても、同乗者2名は証人にすぎません。犯罪事実については何も聞くことができないのです。これでは納得がいきません。証人は、正直に話せばいいだけで、聞かれたからといって負担が増すとは思えません。むしろ、被害者参加人が事実について全く尋問できないことの方がおかしいと思うのです。

2つ目は、公判前整理手続に関わりたいということです。私たちは何が争点になっているのか、加害者の意見、証明する事実、提出する証拠物、日程が明確に判断されているかどうか知りたいのです。検察官も、被害者側がそこにいれば、説明する手間が省けます。

加害運転手の裁判では、被害者参加も裁判員裁判も施行前で適用されませんでした。公判前整理手続だけが導入されました。被害者が全く関与せずに、裁判所、検察官、被告側の弁護人の三者が全て決め、勝手に裁判が進んでしまうような怖さがありました。裁判

員裁判のために公判前整理手続が必要ならば、私たち被害者参加人にも関与させてください。公判前整理手続に関わりたいう1つの理由として、証拠の絞り込みを防ぐという効果があると思います。被害者側の関与のないまま公判前整理手続をしては、証拠が厳選されてしまい、裁判の進行にも差し障るおそれがあると思います。私たちの場合、顔面を粉砕骨折した妹の顔写真や、亡くなった両親の写真が証拠として扱われれば、一目瞭然なのに、言葉で説明するという不合理な裁判になってしまいました。しかし、裁判員らの要望により、公判前整理手続で検察側が取調べ請求を諦めた証拠を、裁判所が職権で改めて証拠採用しました。私たち被害者が見てもらいたい証拠は、同じ市民感覚の裁判員にとっても判断に必要な証拠だったので。被害者側が手続に立ち会えば、証拠が厳選されすぎることがなかったと思います。

3つ目、関係者に被害者参加制度への理解を深めてほしいということです。私たちは、事件当初より、20～30人の弁護士に連絡を取りましたが「被害者参加に弁護士は必要ない。まだ運用されたばかりなので使う必要がない。検察官がいれば大丈夫」と断られ続けました。

これまで弁護士は、加害者側の弁護人になることだけでしたが、今後は被害者側にも被害者参加弁護士として付くこともあることを弁護士さんに知ってもらわなければ困ります。「被害者は一言も話さなくて良いから、全て参加弁護士に任せなさい」という弁護士もいるそうですが、弁護士が代弁できるくらいならば、検察官でもよいのです。被害者自身が直接言えるからこそ、裁判に参加する意義があるのです。この制度は、弁護士のためにあるのではなく被害者のためにあるということを理解していただきたいと思います。

この中の2つ目として、一番大切な部分を裁判所に制限されたことがありました。被害者参加制度では、被害者参加人は被告人に直接質問ができるはずで、その点は被害者にとって重要なものです。しかし、情状事実についての被告人質問で、被告人側が「包括的な黙秘権の行使をします」と言い、裁判所がこれを認めました。そのため、私たちは何も発問することができませんでした。検察官と私たちの被害者参加弁護士が反論しましたが、覆ることはありませんでした。黙秘権というのは、被告人が黙っていても良い権利で、こちらの発問までを制限するものではないと思います。裁判所にも、犯罪被害者等基本法や被害者参加制度に

ついての理解不足があるように感じました。

なぜ参加制度を使いたいと私たちが望んだかという、被告人自身の生の意見が聴きたかったのです。法律論よりも、日常や当日の行動について聴きたかったのです。情状質問のために、夜通し弁護士と考え、家族それぞれが被告人に聞くはずでしたが、被告人自身の本心を直接聴くことはできませんでした。一番大切な部分を、裁判所が制限をしては、この制度は骨抜きになってしまうと思います。

私たちは3つ目の刑事裁判で、やっと被害者参加制度を利用することができました。そのとき私たちは、自分たちの手で事件の真相に近付くことができたと思いました。

事件の内容については、裁判で初めて知ることも多く、ショックを受けることもありました。それでも家族だからこそ参加し、そして納得することができたのだと思います。検察官と制度を十分に理解した弁護士と私たちの信頼関係があつてこそ、裁判中も安心して参加することができました。

どうか、より良い被害者参加制度となるよう、工夫を重ねていただきたいと思います。

高橋正人

小沢さんから、証人に対して、情状事実だけではなくて犯罪事実についても聞きたいという要望が出されましたが、武田さんからも、その部分に限って、お話をさせていただきます。

事件の概要は、店を経営していた息子さんが従業員に殺害されたものです。そのとき、犯人と同棲していた恋人が従業員として殺害現場にいましたが、逮捕されたものの、証拠不十分で共犯にならず、不起訴になりました。ですから、犯人との関係では、いわゆる証人として出廷したことになります。ただ、被害者は犯罪事実については質問することができませんから、事実を聞きたいと思っているその証人に対して、一切事実に関する質問ができず、武田さんは大変悔しい思いをされました。

武田俊子

事件は、平成23年の9月に発生しました。息子はお店で寝込みを襲われ、ハンマーで頭部を十数回めった打ちにされました。そのとき、犯人の恋人が従業員として働いており、犯行現場にいました。恋人も逮捕されましたが、証拠不十分で起訴されませんでした。

恋人は、犯人の裁判に証人として出廷しました。しかし、遺族は証人に対しては情状しか聞けず、犯行の内容や経緯、動機などについては全く質問できませんでした。

店でのトラブルの内容や、殺害の動機、犯人とのメールのやり取り、どうやって殺したか、息子の最後はどんな様子だったのかなど、一部始終を見ていて、しかも一緒に逃走までしているのですから全てを知っていたはずですが、遺族である私には、一切そのことについて質問することが許されませんでした。

被害者や遺族が知りたいと思う権利をもっと重視し、犯行の内容や経緯、動機について、証人からきちんと聞けるようにしてほしいと思います。せめて、残された者の権利でもあると思います。

高橋正人

お二人の意見を踏まえて、簡単にあすの会からの要望を述べさせていただきます。

1つは、公判前手続に参加させてほしいという点です。平成 22 年 1 月に立ち上げた犯罪被害者支援弁護士フォーラムには、現在 22 人の弁護士が在籍していますが、やはり公判前整理手続に参加させて欲しいと訴えています。どんな証拠がどういった理由から出され、あるいは出されないのか、どのように裁判の手続が進んでいくのか、被告人がどんなストーリーを考えているのか、十分に伝わらないのです。後から検察官からの伝聞では、なかなか実態がつかみ難いというのが実情です。

2つ目は、証人に対し、犯罪事実についても聞きたいという強い要望があります。証人が情状として出廷するケースはありますが、そういったケースよりも、証人が犯行の目撃者として証言することの方が多いのです。そういったとき、一言も聞けないというのは、被害者からすればとても無念です。

さらに、尋問するときに、反対尋問ではなくて主尋問もやらせていただきたいと思います。どういう場合かと言いますと、被害者自身を証人とする証人尋問のときは、被害者参加弁護士にとっては主尋問になるわけで、反対尋問にはなりようがありませんから、そうすると今の証言の信用性を弾劾するという規定では、尋問ができないことになってしまいます。ですから、そういったケースも念頭に入れて、主尋問もさせていただきたいのです。

3つ目ですが、被害者参加を許可された事件だけでなく、同一訴訟手続内で行われている事件であれば、

密接に関係している限り、訴訟行為をさせてほしいという要望です。典型例としてこういった例がありました。

殺人事件で殺された息子さんがフッ素で溶かされてしまった。どろどろに溶かされた、その物体だけを見せられた親からすれば、死体損壊についても意見を言いたかった。でも、これが言えなかったわけです。殺人罪は被害者参加の対象事件ですが、死体損壊は対象事件ではないからです。

また、性犯罪の区分審理でこんなこともありました。小学校の教諭が十数人に対して性犯罪を行いました。被害者参加した人が参加を許可された事件は強制わいせつでした。ほかの事件は強姦や強姦致傷でした。ところが、参加した方は強制わいせつでしたから、ほかの事件では無期とか非常に重たい刑を求刑できるにもかかわらず、参加した方は有期の懲役刑しか求刑できないわけです。そうすると「何だ、この人は軽い刑しか望んでいないのか」と誤解されるわけです。やはり、同じ手続で行われたものについては、全てについて訴訟行為をさせていただきたいというのが強い希望です。

4つ目は、旅費日当についてですが、是非裁判所が計算し、その場で出していただきたいという強い願いがあります。法テラスという方法もあるかもしれませんが、手続が煩雑です。被害者のための政策というものを考えていただきたいと思っています。

最後に弁護士の研修についての要望です。小沢さんが、20 人～30 人の弁護士を探したとおっしゃっておられました。法テラスに登録している精通弁護士、どうやったら精通できるのかと言えば、たった1時間くらい講義を受けただけで精通弁護士になれるわけです。ある被害者の方が精通弁護士を紹介してもらったが、知識があまりに不十分なため、あすの会に再度相談に来られた方がおります。ですから、是非、法テラスにおいて、弁護士研修をしていただきたいと思います（詳細は法務省のホームページでご覧いただけます）。

活動報告 2012年4月～2012年10月

2012年4月

- 1日 第126回関西集会
- 5日 岡本会員が、天理教長崎教区北松支部の依頼を受け、佐世保地区保護司会9分区研修会で講演した。
- 8日 第109回幹事会
- 21日 第111回関東集会

2012年5月

- 6日 第127回関西集会
- 14日 松村代表幹事代行は第6回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋副代表幹事が随行した
- 19日 第112回関東集会
- 24日 岡本会員が、長崎犯罪被害者支援センターから依頼を受け、諫早高校において人権教育としての学校巡回講演活動に協力した。
- 30日 伊藤雅俊セブン&アイホールディングス名誉会長を訪問し数々のご支援に対してお礼を述べた。

2012年6月

- 1日 第54回全国矯正展・法務行政広報コーナーに犯罪被害者への理解を得るために出展した。
- 3日 第128回関西集会
- 16日 第113回関東集会
- 17日 第110回幹事会
- 20日 猪野幹事が江東区人権学習講座において講師を務めた。
- 28日 岡本会員が、長崎犯罪被害者支援センターから依頼を受け、長崎県立長崎東中学校で「心と命の大切さを培う」ための講演事業に協力し講師を務めた。

2012年7月

- 1日 第129回関西集会
- 3日 松村代表幹事代行・高橋副代表幹事・宮園、内村幹事・田村会計監査と犯罪被害者支援弁護士が、滝実法務大臣に「被害者参加人への旅費等の支給について」の要望書を提出し記者発表をした。
同日、村田元法相、最高裁判事局課長と面談し被害者問題について説明した。
- 5日 松村代表幹事代行と高橋副代表幹事が椎橋教授と面談した。

- 6日 法務省による「被害者参加制度についての見直しに関するヒアリング」に出席し意見を述べた。(岡村顧問・松村代表幹事代行・高橋副代表幹事・小澤会員・武田会員)

- 8日 第111回幹事会
- 11日 林代表幹事が和泉学園にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として講演した。

- 15日 辻内会員が「杉並区犯罪被害者支援のつどい」にて講師を務めた。

- 17日 松村代表幹事代行は第7回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席し、犯罪被害者補償制度案要綱を提出した。

- 18日 平井被害者支援ネットワーク新理事長の訪問を受け被害者問題について話し合った。

- 21日 関東集会懇親会

- 24日 林代表幹事が大阪府八尾市から依頼を受け「被害者の人権」について講演した。

- 31日 岡村・白井・後藤弁護士、松村代表幹事代行、高橋副代表幹事は補償制度案要綱について再検討した。

2012年8月

- 5日 第130回関西集会

- 13日 岡村・白井・後藤弁護士、松村代表幹事代行、高橋副代表幹事は補償制度案要綱について再検討した。

- 21日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

- 26日 第112回幹事会

- 29日 岡村・後藤・大澤弁護士、松村代表幹事代行、高橋副代表幹事は補償制度案要綱について再検討した。

- 同日 松村代表幹事代行と高橋副代表幹事は東京都議会民主党「犯罪被害者等基本条例」説明会に出席した。

- 30日 松村代表幹事代行は第8回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。後藤弁護士が随行した。

2012年9月

- 2日 第131回関西集会

- 3日 高橋(幸)幹事が静岡犯罪被害者支援センターの依頼により犯罪被害者等支援担当者研修会(浜松地区)にて講師を務めた。

- 4日 松村代表幹事代行が網走刑務所で「被害者の視

点を取り入れた教育」の一環で講演した。

同日 渡辺幹事が静岡犯罪被害者支援センターの依頼により犯罪被害者等支援担当者研修会(静岡地区)にて講師を務めた。

5日 渡辺幹事が静岡犯罪被害者支援センターの依頼により犯罪被害者等支援担当者研修会(三島地区)にて講師を務めた。

14日 渡辺幹事が神奈川犯罪被害者支援センターボランティア講習にて初級・中級コースで講師を務めた。

15日 第114回関東集会

17日 第113回幹事会

29日 高橋(幸)幹事が日本精神科看護技術協会から依頼を受け、医療観察法の対象者をケアする精神科病院に勤務している看護師を対象にした「司法精神看護Ⅱ」研修会にて講師を務めた。

2012年10月

7日 第132回関西集会

14日 第114回幹事会

20日 第115回関東集会

24日 松村代表幹事第代行は第10回基本計画策定・推進専門委員等会議「第9回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」第9回「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」」に出席した。後藤弁護士が随行した。

26日 岡本会員が、長崎犯罪被害者支援センターの依頼を受け、中高生を対象とした「心と命の大切さを培う」ための講演事業で講師を務めた。

31日 犯罪被害者補償制度案要綱第2版が完成した。

関東・関西集会、幹事会報告

2012年4月～10月

関東集会報告 第111回～第115回

関東集会は4月～10月迄の間に5回の開催と、7月には親睦旅行を行いました。集会での議題は主に、平成25年1月開催予定の第12回大会のテーマ、新しい経済補償制度案、被害者参加制度の3年後見直しについて等を継続的に話し合いました。

第12回大会のテーマについては幹事会に一任し協力する方向となりました。新しい経済補償制度案については、読み合わせながら意見を出し合いました。顧問弁護団の先生方が、被害者の実情を調べて検討を重ねてくださってできた案で、ぜひ制度として運用されることが望まれました。被害者参加制度3

年後見直しについては、被害者のための制度であることの理解を求めることと、公判前整理手続きに被害者が拘われるようにするなど、さらなる拡充が求められました。

その他、会員同士でそれぞれの思いを吐露し、特に未解決事件の会員の「まだスタート台にも立てない」との訴えには同じ被害者でも別の想いがあることを知り、心づつものがありました。

7月の旅行は、関東集会二度目の奥多摩地方でしたが、天候にも恵まれ、定例会より時間的な余裕がありゆっくりと話し合うことができました。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：12月15日(土) 時間：13:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。

関西集会報告 第126回～第132回

関西集会は、4月から10月までに7回の集会を開催しました。大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会資料に基づき、海外の補償制度について検討しました。改正少年法3年後見直しについて意見交換をしました。

長崎ストーカー殺人事件について、桶川、太子町事件の被害者の事件検証を求める要望書内容を聞き、関西集会としてもこれを支持することにしました。

神戸の被害者支援について、市の調査費予算がつけられ

たと報告がありました。

被害者参加制度の見直しについてと、新しい被害補償制度案について話し合いました。奈良地裁に於いて被害者参加制度を利用する新会員が参加しました。既に公判前整理手続きが進んでいるので、検察官とコミュニケーションを取って、被害者に不利益な裁判が進められないよう注目していきます。集会では支援傍聴をすることにしました。

顧問団弁護士の協力の下、生活保証型の新しい被害者補

償制度案が検討されていることが説明されました。基本計画検討会では被害者の為の制度となるよう議論されることを期待します。

加害者が満期出所、措置入院となった報告がありました。精神科医である高橋(幸)幹事から、精神衛生福祉法と医療観察

法について教えて頂きました。保安処分については、再発防止の観点で拡大していくべきです。人権派との間で様々な議論があり法制化できていない現状が有る様です。継続して見守っていく課題ですので都度議論していくことになりました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時：12月2日(日) 時間：13:00～17:00 場所：事務局までお問い合わせください。

幹事会報告 第109回～第114回

平成24年4月以降10月までに6回の幹事会を開催しました。内閣府の基本計画検討会で討議中の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設」に向けて顧問団弁護士の協力を得て何度も討議しました。10月には最終案が纏まり「犯罪被害者補償制度案要綱(生活補償型)」として冊子にしました。順次、関係機関に配布することになりました。

被害者参加制度3年後見直しが始まり、制度を利用した会

員2名に、法務省でのヒアリングで意見を述べてもらいました。被害者参加人弁護士の経験者からも意見を聞き、改善すべき点として、参加人旅費の負担、公判前整理手続きへの関与などを要望しました。

第12回大会は1月開催の方向で継続的に討議し、死刑制度の必要性などを議論することになりました。その他入会希望者の可否、集会報告、ニューズレターの企画案が検討されました。

全国犯罪被害者の会（あすの会）大会開催のお知らせ

第12回大会「凶悪重大犯罪事件 被害者のさけび」(仮題)を開催することとなりました。

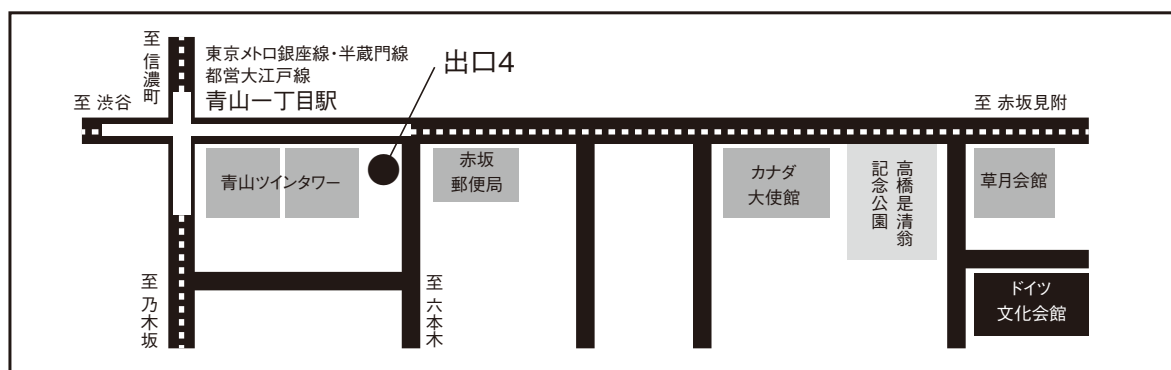
日時 平成25年1月26日(土) 12:30開場 13:00開会

会場 ドイツ文化会館内 OAGホール

東京都港区赤坂7-5-56

TEL. 03-3582-7743

詳しくは決まり次第HP等でご案内いたします。



会 員 の 声

未解決の重さ

後藤 リウ

貴方が私たちの大切な家族として生まれてきてくれて、この胸にしっかりと抱いたあの感動、本当に幸せだった。小さな宝物の命を慈しみ、日々成長し育ちゆく時折々に、貴方は私たちに沢山の喜びを与えてくれた。忙しい中でも充実した日々だった。

平成17年2月14日、当時39歳の息子は、信用金庫での残業を終え、同僚2人で帰る時、ドアを開けたところで何者かに刺殺され命を奪われた。どんなに恐かったろう。その心中は計り知れない。あの悪夢の日より早

7年9ヶ月。未解決のまま重い時が過ぎ、どうしてやることもできない今、せめて息子の無念を晴らし、未解決という重き荷を解きほぐし軽やかにして静かに眠りに就かせてあげたい。

多くの皆様の力で「時効撤廃」へと大きく司法を変えることができ安堵したけれど、年々歳を重ねる度に、心身共に健康な内に何とかしなければと心の焦りを覚える。犯人逮捕に至らなければ何も前に進むことができない。全てそこからである。

償う気持ちが見えない加害者の姿勢

後藤 涼子

16歳のひとり息子を死なせた加害者の主犯は38歳の女でした。20歳の男と少年3人をそそのかして、集団リンチで息子を殺害しました。10年前のことです。昨年12月に出所し、今のところ再犯はないようですが、この先でまた、何かしでかすようで安心できません。

刑事と民事裁判が終わって5年ほど経ちますが、仮出所してきた加害者からの賠償金を支払う話は何ひとつありません。あったのは出所する前の「会って謝罪をしたい。息子のお墓に手を合わせたい」だの、自分の心証をよくしたいことのみです。こちらからは返答し、

賠償金のことも書いた文面を送りましたが、梨のつぶです。

もう一件は、こちら側の賠償金に応じなかったので訴訟を起こし、大阪高裁で勝訴したのですが、なんとあろうことか、加害者は不服申し立てをしました。東京高裁で裁判して勝訴したものの結局、支払われず逃げられました。この賠償金について、どうにもならないものなのでしょうか。

加害少年3名からは少しずつ支払いがありますが、

時折期日が守られない月もあります。仕方なしに支払っているのかと思えます。形で罪を償うにしても、期日を守れなかったりするのはいい加減な姿勢だと思いますし誠意が見えません。

一件だけ、母親が毎月、息子のお墓に来ています。お墓に記入して貰うノートを置いていますので来たことがわかります。本人は出所した当初少しの間だけ来ていましたが、時が経つと自分の幸せを考えるのでしょうか。

結局、加害者は本当に心から被害者に対して申し訳ないという気持ちを持ち続けられないのだと思います。被害者側は、何年経っても精神的に辛いです。死ぬまで辛いと思います。悔しい思いをしている人はいっぱいいるはずです。いくら謝罪の言葉を述べられようと、息子は還ってきませんが、どの加害者の口からも「何年掛かっても、一生涯償います」との言葉を聞いていません。

いつもこのことが頭をもたげて離れず、まだ裁判が終わってない気がして前向きに進めないのです。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069「あすの会」

〇一九(ゼロイチキュウ)店(019) 当座0100069
(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店(普)6577163

「あすの会 代表幹事 林 良平」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店(普)2149873

「あすの会 代表幹事 林 良平」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-6434-5348

編集後記

少年法、被害者参加制度、裁判員制度の3年後見直しが目下進められています。具体的な方向は、不透明ですが、被害者参加制度における公判前整理手続きに被害者が参加できる等、より被害者にとって望ましい改善がなされることを期待します。一方

第2次基本計画における、PTSDへの公費負担、経済補償制度の改定の検討が行われています。これからの将来の被害者にとって相応しい制度であるだけでなく、現在既に困っている被害者にとっても報われる結論が出ることを希望したいと思います。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。